

名古屋港管理組合公報

平成20年 5 月 1 日
(木曜日)
第 414 号

目 次

○港湾施設の使用開始	1
○港湾施設の変更	1
○情報公開制度の運用状況	2
○個人情報保護制度の運用状況	2

告 示

名古屋港管理組合告示第15号

次の港湾施設を設置し、平成20年 5 月 1 日から使用を開始する。

平成20年 5 月 1 日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 ひき船係留施設

名 称	位 置	延長	エプロン幅	水深	係船隻数	電力供給設備
金城ふ頭ひき船 係留施設	金城ふ頭南側	メートル 260	メートル 3.6	メートル 4.5	隻 12	三相200ボルト 50アンペア 10個 三相200ボルト 100アンペア 1 個(使用者 側にて分岐設備設置により 2 隻同時利用可能)

名古屋港管理組合告示第16号

次の港湾施設は、平成20年 5 月 1 日から次のとおり変更する。

平成20年 5 月 1 日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
飛島ふ頭南G荷さばき地 (飛島南G)	特 ^級	コンテナ貨物	93号岸壁背後	平方メートル 10,888	図による

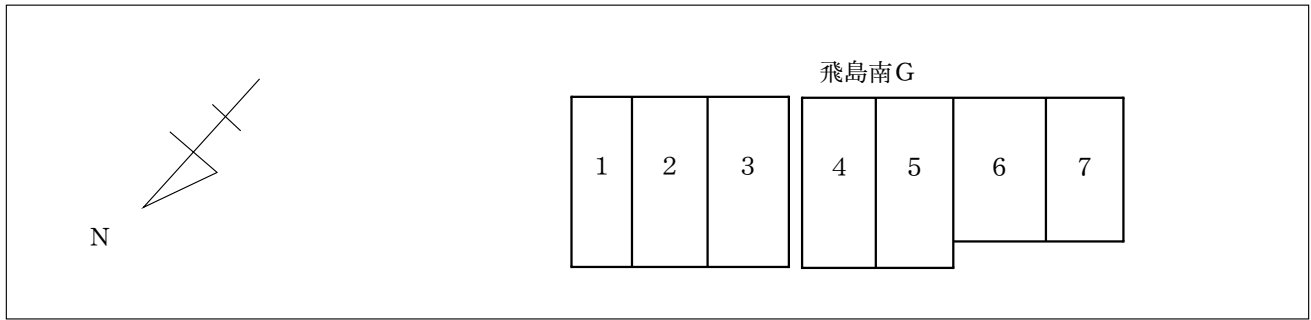
(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
飛島ふ頭南G荷さばき地 (飛島南G)	特 ^級	コンテナ貨物	93号岸壁背後	平方メートル 11,995	図による

図（飛島ふ頭南G荷さばき地）



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 飛島南Gの区画の面積は、1は1,432平方メートル、2は1,939平方メートル、3は1,986平方メートル、4は1,709平方メートル、5は1,662平方メートル、6は1,870（細分単位は30）平方メートル、7は1,397（細分単位は30）平方メートルである。

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における情報公開制度の運用状況を次のように公表する。

平成20年5月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 行政文書の開示の実施状況

実 施 機 関	義 務 開 示				任 意 開 示			
	請 求 件 数	決 定 内 容			請 求 件 数	決 定 内 容		
		開 示	一部開示	不 開 示		開 示	一部開示	不 開 示
管 理 者	6※ ^件	2 ^件	3 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6	2	3	0	0	0	0	0

※うち2件は、平成20年3月31日現在処理中

備考

- 1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。
- 2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

2 不服申立ての状況

なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成18年名古屋港管理組合条例第4号。以下「条例」という。）第47条の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

平成20年5月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 個人情報取扱事務の登録状況

実 施 機 関	登 録 件 数
管 理 者	148 ^件
監 査 委 員	10
合 計	158

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求 件数	決定内容			請求 件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	0件	0件	0件	0件	4件	4件	0件	0件
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	4	4	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第14条第1項ただし書の規定に基づく開示請求をいう。

3 自己情報の訂正請求の状況

なし

4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

5 不服申立ての状況

なし